

憲章 8 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

「憲章」- 8、「栄誉」を高めるは、馴染みにくい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

現在は原子力関係の従事者は仕事に対する誇りを持ちにくい状況に置かれているように感じます。しかし会員が公衆に対する義務を果たすには、単なる義務感だけでなく仕事についての誇りが必要だと考えます。誇りを持って仕事に従事することはある意味では倫理を高める究極の目標ともいえるものです。他の条文と違ってやや具体性に欠けることは否定しませんが、残すことをお認め頂ければ幸いです。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、＜社会から＞その職に与えられている栄誉を高めるよう努力する。」とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

栄誉は社会から与えられるということをご意見ですが、そうすると「社会」を定義する必要が生じます。確かに曖昧かもしれませんが、会員がそれぞれ自分の言葉に置き換えて理解することを期待し、原文のままとさせていただきます。

古川和男様から頂いたご意見

特に、7, 8 節は自由(?) な私でも、目を疑うが如何。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

7、8 節(条)は原子力の工学技術から離れ、一般的工学倫理の観点で記述しているものです。むしろこれらの節から、工学倫理が将来に職業倫理であると御理解いただけたと思います。例が余りに生々しすぎるくらいがありますが、このような規定を意識することによって、会員がトラブルに巻き込まれずにすむことを期待します。

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

西村慶人様から頂いたご意見

憲章8「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職の社会的な評価を高めよう努力する。」について

私はこの条文にいささか違和感を覚えます。

第一の理由は非常に単純です。ある仕事を自らの生業とし、それに誇りを感じるようにな

れるのは、その仕事である程度の研鑽を積み、その仕事の本質を理解したうえでのことではないでしょうか。しかし、原子力学会にはこれから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も多く入会していることと思います。彼らに、原子力に携わる「誇り」を求めるのは、少し無理があるのではないのでしょうか。

第二はより重要かと思えます。どこであれ、当然原子力に反対の人がいます。そのような人が「原子力に従事することに誇りを持つ」というのは、言葉の意味から言ってもありえないことです。しかし一方で、原子力学会には、原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章 8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。つまり、原子力に反対の人は入会をお断りします、という意味を含んでしまっているのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

まず、第一の理由に対しお答えします。これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。次に第二の理由へのお答えですが、これは学会の定款と関係しています。原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規程は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章 8. “会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、~~その職の社会的な評価を高めるよう努力する~~自己の能力を最大限に発揮してその職務を遂行する。” 社会的評価はそのために努力して得るものではなく、後から自然についてくるものと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

ご指摘の通り、社会的評価は尊敬に足る行動をとっていれば自然についてくるものです。努力して得るものでないとお考えもあるかも知れませんが、委員会は努力無しには得られないものと強く認識しております。社会的評価を高めることを目標に尊敬に足る行動をとることは大切なことだと考えます。これを「社会的評価を高めるよう努力する」という文で表しています。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見 1

「社会的な評価を高めるよう努力する。」について

憲章2に同じです。「社会的な評価を高める」ことに気を取られて、不利なことが言えなくなってしまうたり、隠蔽工作をするようでは、困ります。この表現は、逆効果になる危険性があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

これまでの事例が物語っているように、不利なことを言わなかったり隠蔽工作をすると、社会的評価は必ず下がります。すでに他の項目などから、本規程における「社会的な評価を高める」との文章が目的と受け取られ、逆効果を招くことはないと考えます。

匿名希望P様から頂いたご意見2

「誇りを持ち」について

誇りは持てと言われても、持てないような状況の中では、持てませんし、持つなといわれても内側から湧いてきてしまうだと思います。「誇りを持つ」ないのが現状であるのなら、何に起因しているのかを考察することが必要で、「持て。」と号令を掛けても、事態は変わらないと思います。

以前の倫理委員会の意見募集に寄せられた質問や意見を載せたページに以下のような記述がありました。（以下、原子力学会HPから抜粋）

「これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。」（倫理委員会の回答部分）

「原子力学会には原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。」という質問に「原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規定は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。」との回答がありました。

「なぜ原子力の平和利用が必要なのか、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。」という意見に対して、「原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること（日本原子力学会定款第2条）」ですので、会員は誰も原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。」という回答でした。

「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要」という意見に対しては、「原子力が人類の福祉と持続的

発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する（日本原子力学会定款第2条）」ことを目指す会員誰も認めているところだと思います。」という回答です。

以上を読むと、倫理委員会としては、「定款から考えて、会員は原子力の発展を考えているということが大前提」で、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している」人はいないと考えている、と感じられます。「原子力に反対する人の入会を断ることはない」と言いながら、そのような人は入会していない、あるいは入会すべきでないと考えていると感じられます。そのような人を排除することを、倫理委員会が肯定しているとは思いたくはありません。（もし、肯定しているとすれば、2 - 9、4 - 2・3、5 - 2・3・5・6・7、6 - 2・3などは、空疎に響きます。）もし肯定していないのであれば、そのような人を排除する方向に作用するような定款自体の見直しを提案することが、倫理委員会の大切な役目だと考えます。それは、大変難しいことであるということは承知しているつもりですが、5 - 7はこのようにことを要求しているのではないのでしょうか。

定款が作られた頃には、多くの方が「原子力の開発発展」という目的に疑問を持たなかったのだと思います。1970年、大阪万博の会場では、原子力発電所からの送電が、喝采されたと聞いています。2005年、愛知万博の会場では、トヨタ館は風力発電を利用し、太陽光発電や燃料電池が注目を集めています。原子力学会の目的は、いまだに「原子力の開発発展」だけなのでしょう。原子力発電からの撤退を視野に入れた研究も意義があり、誇りの持てる研究であり、人々の尊敬の対象に十分なり得ると思います。原子力の「研究」を「開発発展」の方向だけに限定することはないと思います。幅の広い考え方を持った人を受け入れてこそ、「技術と社会の調和」を考えられる学会になり、高い社会的評価を得られる学会になると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

倫理委員会としては「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っておられることは今や自然なことと考えております。そして、そのような方も誇りをもって活動していただきたいと存じます。そのような活動を「原子力業務」と呼ぶのは不自然だとのご意見もあるかとは思いますが、そこはその方の「言葉に置き直して」いただきたいと存じます。置き直した憲章8条はそのような会員についても有意義だと考えています。ただ、倫理委員会は日本原子力学会の委員会であり、学会の定款には縛られます。したがって「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」を目的とする会員の倫理規程を作るのは当然であり、定款を無視することはできません。この「原子力の開発発展に寄与」を「原子力技術開発を止めるための努力をすること」にまで拡大解釈することには無理があることを倫理委員会としても認識しています。拡大解釈を放置す

ることは「ルールの形骸化」を招くことであり、好ましいこととは考えておりません。また、定款の改正は所轄官庁である文部科学省の承認が必要であり、特に目的の改正は非常に困難なものです。先ごろ、前記学会の目的を「原子力の平和利用に関する学術の進歩と産業の振興をはかり、もって人類社会の持続的発展に貢献することを目的とする。」に変更させて欲しいと申し出たのですが、認可されませんでした。目的を変更するならいったん解散して新しい学会を作ればいいというのが所轄官庁の方針のようです。このような状況では定款の見直しを理事会等に要求するのは難しいということはどうかご理解ください。しかしながら、これまで過去の説明等で、原子力学会の現状目的にこだわり、議論をしたことは不適切な面もあったと反省いたします。「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っていることも自然なものと捉え、そういう会員も尊重できる倫理規程の制定を目指し、今後とも倫理規程の検討を進めたいと存じます。

なお、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会員であることは、定款および細則に違反の恐れがある、とする意見の委員が上記委員会回答に対し反対されました。(課題の重要性に鑑み追記しました。)

行動の手引 8 - 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

田中隆一様から頂いたご意見

「社会との契約」という表現について

今度の手引き改訂によって、いわゆる法律行為としての契約という既成の概念以外に「社会契約」という新しい概念を導入しましたが、「社会契約」のもつ意味について当会員の間に理解が得られるかどうか疑問です。確かに、当会員は社会に対して責務があり、それに相応しい倫理観が求められていますが、わが国の国柄まで考慮することも含めて、「社会との契約」とまで踏み込んだ表現に立ち入ることには異論があります。以下にその理由を述べます。

理由

憲章 2 . 及び 5 . に「...社会の信頼を得よう努める」という表現があります。この場合、「努める」という限りにおいて、社会の信頼はあくまで目標であって、現状では信頼関係が成立するに至っていないということを意味しております。一方、「社会との契約」が成立するためには、社会と専門家との間に信頼関係が成立していることが前提となっているはずで、これは明らかに矛盾であると言えます。これでは、技術者倫理においてよく取り上げられる専門職倫理の社会契約モデルは適用できないことになるのではないかと考えま

す。

ただし、上記の憲章の表現を「...社会の信頼を失わないよう努める」と書き改めるならば、この問題は表面的には解消します。

理由

医者や弁護士のような専門職集団と社会との間には、欧米の社会契約説で表される相互約束のようなものが存在していると考えてもよいかもしれません。しかし、一般に技術者は、医者や弁護士に比べて、所属する企業や国の利益に奉仕する度合がはるかに高いと考えられます。特に、わが国の企業組織は集団主義という観念でも一言にくくれないような独特の歴史や伝統に深く影響されており、近代西欧社会の歴史的発展を暗黙の前提とした価値観や倫理観では適切に評価できません。

今度の改訂では、技術者の社会との関係については社会契約説という「グローバルスタンダード」に従うべきであると主張しているような印象を受けます。しかし、わが国における社会と技術者の間にはこれまで明示的に契約されていた相互理解はなく、いわば、技術者魂あるいは職人気質として良識ある技術者に当然備わっていると了解されていたと考えられます。最近の数々の不祥事によって社会が広くこのことに疑問を抱くようになってきたことは確かに事実です。また、21世紀の社会が伝統的な技術者倫理の背景と大きく異なります。しかし、だからと言って、欧米社会の制度や思想をあたかも普遍文化であるように捉えて、それを歴史や伝統の大きく異なるわが国の社会にそのまま移植することは、西欧近代文明をそれなりに賢明に理解し吸収してきたわが国といえども、慎重であるべきではないかと考えます。長い歴史の中でわが国の社会に浸透かつ定着し得なかったキリスト教の根本理念に深く影響された「社会契約」という概念は、わが国社会の現状には依然としてミスマッチの感じがします。

「社会契約」という概念に現在の多くの会員が特に大きな違和感をもってはいないかも知れませんが、技術者倫理の考え方をリードする当学会の立場として、この言葉の使用に慎重であるべきと考えます。

理由

「社会との契約」における「契約」は、法律行為としてのいわゆる「契約」とは明らかに異なる概念です。しかし、本手引きの改訂版では両者が明瞭に区別することなく使用されています。もちろん、会員の多数が両者を明瞭に区別できる常識をもっているはずであると考えられることもできますが、誤解を招きやすい紛らわしい併用は避けるべきではないかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

結論から申しますと、行動の手引 8 - 3（現在は 8 - 4）の条文は変更せず、表題を「社会との契約」から「社会からの付託」に訂正することとさせていただきたいと存じます。行動の手引 8 - 3（現在は 8 - 4）における「契約」が法律行為としての契約を指していないことも含め、ここでいう「社会との契約」という文言が何を指しているのかについて

は、条文全体を通じて一応明らかになっているものと思います。しかしながら「契約」の用語は本項以外に、憲章7条、行動の手引7-6にあり、何れも法律行為としての「契約」の意に使われています。そのため、それらとの違和感、不明確な区別に疑問を挟まれたことと理解しました。

行動の手引8-3（現在は8-4）では、まず会員が一般社会から一種の付託（他に頼み、任せること）を受けていることを述べ、それは一般社会との無言の契約が成立していることだと主張しております。いわば「付託」を「無言の契約」と理解しなさいということがこの手引の重要部分です。「無言の契約」という言葉はもはや法律用語ではないのは明らかだと思います。そう考えますと、表題を単に「社会との契約」としたのでは誤解を招く可能性があります。そこで表題を「社会からの付託」に変更することとしました。

匿名希望P様から頂いたご意見1

「念頭に、常に行動」は「常に念頭に、行動」の方が適当と思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29回答）

ご指摘の通りこの条文で強調したいのは、会員は特別の責任・倫理観を求められていることを念頭に置くことであり、それは常日頃念頭に置くべきだと考えます。ご意見を拝承して、次のように修正させていただきます。

会員は、原子力という技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。それは、一般社会との無言の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に置き、常に行動しなければならない。

匿名希望P様から頂いたご意見2

行動の手引8-3（現在は8-4）で「原子力という技術を扱う集団・技術者」に社会は、「特別の責任・倫理観を求めている」とあります。そして、この倫理規程は、「技術者」の行動を倫理的によい方向に導くものではあると思います。しかし、社会が問題にしているもう一つのことは、原子力という「技術自体」の倫理性（非倫理的側面）です。（具体的には、核兵器との関連、労働者の被曝、放射性廃棄物を後の世代に残すことなど。）このことが、原子力業務に誇りを持てるかどうかに関わっていると思います。この点についても考察をお願いします。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29回答）

どのような技術も人類の福祉に役立つ可能性と兵器転用などで人類に害を及ぼす可能性の両面があります。またどのような技術も廃棄物など負の面があります。ただ原子力は核兵器開発から出発したという不幸な歴史があること、チェルノブイリなどで一般公衆にも大きな被害を与えたことがあることなどから、これらを決して軽視してはなりません。ただ、技術自体に倫理性があるわけではなく、あくまで技術をどのように使うかの問題だと考えています。